

令和4年度 富士見市国民健康保険事業運営方針

1 基本的な考え方

国民皆保険における最後のセーフティネットの役割を担う国民健康保険（以下「国保」）は、地域医療の確保と市民の健康の保持・増進に大きく貢献してまいりました。

国保の制度は、対象者が広範囲にわたるため産業構造の変化や高齢化などの影響を受けやすく、加えて低所得者層が多くを占めるという構造的な問題を抱えており、財政運営面では一段と厳しさを増しています。

こうした様々な問題の解決策として、平成30年4月に都道府県が国保の財政運営の責任主体となる「国保の広域化」が実施されました。これにより都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業実施の確保等、国保運営の中心的な役割を担うこととなりました。一方、市町村は、地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業の実施について引き続き担っており、本市におきましても、適切な対応を継続し強化してまいります。

今後も埼玉県国民健康保険運営方針等を踏まえ、誰もが安心して医療が受けられる国民健康保険事業の安定的な運営と財政の健全化の推進に取り組んでまいります。

2 国民健康保険の現状

令和4年3月31日現在、被保険者数21,216人、加入世帯14,416世帯となっています。本市の国保の加入者は、前年度に比べ被保険者数で729人の減、加入世帯数では277世帯の減となっています。また、高齢化率は団塊の世代の高齢化の影響もあり平成22年の19.94%から、令和3年では24.2%と約4.26ポイント上昇しています。このように高齢者層が多い国保においては、国保財政の主である医療費の支出に直接影響を及ぼすこととなります。被保険者数は減少しているものの、高年齢層の増加や医療の高度化等により一人当たりの医療費は増加傾向にあるため、引き続き今後の動向を注視してまいります。

一方、国保財政の根幹である保険税収入については、平成30年度から令和2年度まで3年間をかけて税率改定を実施してきましたが、被保険者数の

減少に加え、新型コロナウイルス感染症による影響もあり、保険税収入の不足分については一般会計からの繰入を行うなど、財政運営においては依然として厳しい状況が続いております。令和3年の国民健康保険法一部改正により、都道府県国民健康保険運営方針について保険料水準の平準化や財政の均衡に関して法的に記載事項として位置付けられたことも踏まえ財政運営の健全化に向けた給付と負担のバランスを考慮し、安定した運営に努めていかなければなりません。

3 重点項目

基本的な考え方にに基づき、次の3項目を重点項目として事業を実施します。

- (1) 医療費適正化対策の推進
- (2) 保険給付の適正な実施
- (3) 保険税収納率の向上対策

4 具体的施策

(1) 医療費適正化対策の推進

①医療費分析の実施

高額薬剤を含む医療費分析を行い、増加傾向にある一人当たりの医療費の分析に努め、医療費の適正化と安定的な財政基盤の構築を目指しています。

②特定健康診査・特定保健指導の実施

「富士見市国民健康保険特定健康診査等第3期実施計画」に基づく目標値に向けて、埼玉県やふじみ野市、三芳町及び健康増進センターとの連携を図り、被保険者の生活習慣病の予防・改善のため、特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進します。

特定健康診査については、継続受診者を増やす対策及び未受診者を減らす対策を積極的に推進していきます。

特定保健指導については、コロナ禍を踏まえ引き続きオンラインでの保健指導の体制を維持していきます。また、市民総合体育館と連携した運動指導も継続していきます。

③糖尿病重症化予防事業の実施

本年度も引き続き、特定健診データや医療機関受診状況を確認し、糖尿病の治療が必要な方や治療を中断している方に対して、医療機関

受診についてのお知らせや電話連絡を行います。また、トレーニング体験型健康セミナーを実施し、若年層への健康に対する意識の向上を図ります。

④ 頻回（重複）受診対策事業の実施

頻回（重複）受診者に訪問・電話などによる健康指導を行い、医療費の適正化を図ります。

⑤ ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知の実施

ジェネリック医薬品に切り替えることで自己負担額が安くなる（可能性がある）方を対象に、自己負担額の差額をお知らせする通知書を年6回発送します。

また、被保険者証一斉更新時及び、高額療養費支給申請書発送時には、パンフレットやジェネリック医薬品希望シールを同封することに加え、本市の広報やホームページ等で啓発を行い、被保険者の健康管理にかかる意識の向上や、医療費抑制への関心を深めるための情報提供を積極的に進めます。

⑥ データヘルス計画の推進

第2期データヘルス計画（平成30年度から令和5年度まで）に基づき、他の計画との整合性を図りながら、被保険者の健康維持のために保健事業を行い、国保データベース（KDB）システムを活用しつつ、医療費分析をあわせて行い、事業評価を実施して医療費の適正化を推進していきます。

⑦ 特定健診事前勧奨（スマホ de ドック）の実施

特定健診の対象となる前の37歳から39歳の被保険者を対象に、自宅で簡易血液検査キットを用いて検査を行い、40歳になった際に特定健康診査を受診する下地を作り、受診率の向上を目指します。

(2) 保険給付の適正な実施

① レセプト点検の充実強化

レセプト点検については、事務の効率化及び点検内容の精度の向上が図られていますが、一層の点検強化、医療費の適正化を図ります。

② 第三者行為の求償の取組強化

交通事故等の第三者行為の疑いがある事案の発見に努め、適正な給付の執行を図ります。

③ 柔道整復施術療養費支給申請書点検の充実強化

接骨院などで治療を受けた療養費支給申請書の内容について点検を行い、治療等疑義が生じる対象者や施術所を抽出し対象者への内容確

認の調査書類の作成、送付及びコールセンターの設置、調査結果の報告を実施します。

(3) 保険税収納率の向上対策

被保険者の負担の公平性と国保財政の安定化を確保するため、保険税の収納率向上を目指し、以下の項目を積極的に推進していきます。

- 現年度分の納期内納付を進めるために、賦課業務と徴収業務が連携して催告書送付や電話催告、適切な納税相談を行い、確実な収納に結びつけ滞納の圧縮を図ります。
- 滞納原因の検証（被保険者の所得階層別、年齢階級別等の区分により調査）し、それぞれの区分における滞納処分対策を検討の上、現行徴収体制（地域別、滞納額別等）へ効果的に情報を浸透させてゆきます。
- 資力・担税力の判断をする基準となる財産調査について、更なる拡充を図るとともに、預貯金照会業務の電子化を推進します。
- 滞納処分（所得税還付金、預貯金、生命保険、不動産及び給与等の差押え・換価・搜索等）を徹底します。
- 新型コロナウイルスの影響等による納税困難者に対し、適切かつ適正に徴収（換価）猶予制度を適用するとともに、資力回復が見込めず、滞納処分をすることができる財産が無い場合などには、遅延なく滞納処分の執行停止を行います。
- 口座振替の原則化にもとづき、窓口納付、資格取得届受理時において、口座振替納付を推奨するとともに、引き続き納税通知書発送時などに口座振替勧奨チラシを同封することに加え、ペイジー口座振替受付サービスの更なる利用促進と口座振替勧奨キャンペーンの実施等により、口座振替率の更なる向上を目指します。
- 毎週木曜日の窓口業務延長を活用し、納税や納税相談の機会の確保に取り組むとともに、休日開庁（毎月第1土曜日、年度末・年度始め）を利用した納税相談、会計年度任用職員による電話催告等に加え、現年度分催告強化を図るため、平日夜間、年末における集中電話催告を継続的に実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の感染者数の動向も踏まえ、折衝機会を減らす目的として、電話による催告や相談を効果的に取り入れ安全な環境整備に努めつつ、適正な滞納整理を進めます。
- 短期被保険者証の交付によって、納税相談の機会を確保します。
- キャッシュレス決済納付（インターネットバンキング・クレジットカード・LINE Pay）の更なる利用促進を図るとともに、新たに P a

- y P a y、d 払い、a u P A Y、J - C o i n P a y を追加し、納税者の利便性の向上と納期内納付の促進を図ります。
- 徴収体制を地区別に編成し、担当エリアの明確化を図るとともに、納付管理を更に徹底することで効果的で効率的な滞納処分を進めます。